

平成24年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年 6月12日  
 本日の会議 平成24年 6月15日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番	饗庭 敦子	議員	2番	安部 都	議員	3番	内村 博法	議員
5番	分部 和弘	議員	6番	安藤 克彦	議員	7番	金子 恵	議員
8番	川井 哲雄	議員	9番	森 謙二	議員	10番	西岡 克之	議員
11番	岩永 政則	議員	12番	喜々津英世	議員	13番	佐藤 昇	議員
15番	山口憲一郎	議員	16番	堤 理志	議員	17番	西田 敏	議員
18番	河野 龍二	議員	19番	吉岡 清彦	議員	20番	竹中 悟	議員
21番	山口 経正	議員						

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	酒井 通博 君	議 事 課 長	村山 和聡 君
参 事	浜野 洋子 君		

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	浜野 哲夫 君
教 育 長	黒田 義和 君	会 計 管 理 者	中山 祐一 君
総 務 部 長	葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長	山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長	田島 弘明 君	建 設 部 長	鈴木 典秀 君
水 道 局 長	馬木 信一 君	教 育 次 長	勝本 真二 君
政 策 推 進 室 長	松添 高明 君	総 務 課 長	古賀 洋 君
財 務 課 長	宮崎 望 君	管 財 課 長	山下多喜男 君
税 務 課 長	田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長	村山 政秀 君
企 画 課 長	松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長	大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長	益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長	小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長	藤井 尚武 君	福 祉 課 長	西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長	浜口 務 君	管 理 課 長	吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君	都 市 整 備 課 長	日野 勉 君
水 道 課 長	谷口 一美 君	下 水 道 課 長	浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長	森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長	和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長	村田 和則 君
会 計 課 長	酒井喜代彦 君		

会議録署名議員

17番 西田 敏 議員

18番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時25分

平成24年第2回長与町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年 6月15日（金）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	28	長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
2	29	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
3	30	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	31	平成24年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務
5	32	町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結について	※建産

※付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長報告を行います。

お手元に配付した請願文書表のとおり、陳情を1件追加受理し、参考配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

日程第1、議案第28号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第2、議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

まず最初に、故野中健次議員の突然の訃報に接し、驚愕いたしております。長年にわたり長与町議会議員、また町職員として長与町民の幸せのために邁進され、本町の町政の振興と発展のため、絶えなる御尽力を賜りました。まだまだ町政での御活躍を期待しておりましたけれども、本当にただただ残念でなりません。御家族の皆様の悲しみはいかばかりかとお察しいたします。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、ただいま一括提案させていただきました議案第28号、長与町税条例の一部を改正する条例、議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律などが、平成24年3月31日に公布、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、長与町税条例及び長与町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分書に基づき主な条項について、要点の御説明申し上げます。

初めに、議案第28号、長与町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

専決処分書の1ページをお開きください。第36条の2の改正は、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦控除額を受けようとする場合の町民税の申告を不要とする改正でございます。

第54条の改正は、固定資産税の家屋の附帯設備に関する地方税法の改正に伴う条文整理でございます。

第67条の2の改正は、固定資産税の第1期目の納期を基準年度、評価がえの初年度に限り、「4月15日から同月30日まで」を「5月15日から同月31日まで」に読みかえて適用させるものでございます。

附則第10条の2の改正は、高齢者等居住改修住宅・熱損失防止改修住宅の固定資産税減額規定に関する申告時の提出書類についての条文整理と、地域決定型地方税制特例措置の創設に伴う地方税法の改正による課税標準額特例の割合を定めた条文整理でございます。

附則第11条及び附則第11条の2の改正は、固定資産税の特例に関する措置の3年間継続及び評価がえに伴う条文整理でございます。

附則第12条、2ページ目の附則第12条の2、第13条及び第15条の改正は、地方税法の宅地等に係る固定資産税の特例及び宅地等に対して課する固定資産税の負担調整措置の改正による条文整理でございます。

附則第21条の2の改正は、法人等に係る固定資産税の特例措置の創設に伴う条文整理でございます。

附則第22条の2の改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を創設し、3ページ目の附則第23条の改正は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に係る条文整理でございます。

次に、4ページをお開きください。改正条例の附則でございますが、第1条で施行期日は平成24年4月1日としております。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日施行としております。

第2条は、個人町民税について、改正後の新条例の適用及び経過措置を規定し、第3条は、固定資産税の新条例の適用及び経過措置について規定しております。

第3条第4項及び5ページ目の第5項については、新条例及び旧条例の字句の読みかえについて規定しております。

続きまして、議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

専決処分書の1ページをお開きください。第5条の2の改正は、都市計画税の第1期目の納期を基準年度、評価がえの年の初年度に限り、「4月15日から同月30日まで」を「5月15日から同月31日まで」に読みかえて適用させる改正でございます。

附則第2項から第13項の改正は、地方税法の宅地などに係る都市計画税の負担調整措置の3年間継続及び改正に伴う条文整理でございます。

附則第1項でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行することにしております。

2ページをお開きください。附則第2項については、新条例の適用及び経過措置について規定しております。

附則第3項及び第4項については、経過的な措置を設ける規定及び新条例、旧条例の字句の読みかえについての規定でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)  
これから質疑を行います。  
まず、議案第28号について、質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
次に、議案第29号について、質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっています議案第28号、それから議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第28号、議案第29号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、議案第28号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第1、議案第28号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
これから議案第29号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第2、議案第29号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
日程第3、議案第30号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、議案第30号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、育児を行う職員の早出遅出勤務につきまして、人事院規則の運用についての一部改正に準じ、利用の要件を拡充するものです。

改正内容といたしましては、条例第8条の3第1項第2号の小学校に就学している子のある職員が早出遅出勤務を請求するための要件として、現行の放課後児童健全育成事業を行う施設に加え、新たに4つの施設などを追加し、所要の改正を行うものでございます。

4つの施設等とは、児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後などデイサービスを行う事業を行う施設、児童福祉法施行規則第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設、文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所でございます。

なお、本条例の施行期日は、平成24年7月1日からといたしております。

以上が提案の主な内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

直接この条例案とは関係ありませんが、23年度の町職員の休暇取得率を教えてくださいと思います。

議 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

おはようございます。

申しわけありません、休暇に関する資料を今手元に持ち合わせておりません。即答ができません、申しわけありません。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

休暇は、最近では企業でも当然ですが、いろんな面で休暇の取得を奨励をとるわけですね。長与町は職員が少なくて頑張っておるということですが、部署によっては非常に遅くまでとか、休日でも残業されとる職員もおられま

す。そういう面では、毎年この休暇の取得率というのは、これ企業でも役所であっても絶えず管理をして、そして職員の健康をいつも見守るとというのが一つの休暇の取得でも関連しとるわけです。

今回のこういう条例の定義は、これはそういうもんとは別ものでしょうが、これも休暇でございますので、そういう取得率の、実際に使う休暇ですから、そういう面では絶えず管理は必要だと思います。資料がないということでしょうけれども、その取得率はつくっておられるということは間違いのないですよ、現時点で。

議 長 (山口経正議員)  
浜野副町長。

副 町 長 (浜野哲夫君)

私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今、御質問がありましたように、少ない職員で頑張っていておりました、非常に取得率も実際悪いようでございますけれども、毎月、私のところに必ず全職員の休暇の状況は上がってまいります。私はそれを見て、今月この人が何日休んでるかとか、必ずチェックをしております。非常に取得率が少ないというのは、ほかの多分町村と比較すると少ない方だというふうに私も思っております。当然、職員の健康が一番大事でございますので、忙しい時期はもうどうしようもありませんので、比較的そういう暇な時期があれば、休暇をとっていただいて、健康には十分留意をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第30号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、6月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。



町 長

(吉田慎一君)

議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億7,280万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を125億5,946万3,000円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

歳入の13款国庫支出金では、新規分として、疾病予防対策事業費等補助金、公園整備事業費交付金を、また、増額計上分として活力創出基盤整備総合交付金、地域創造支援事業費交付金、安全で快適な地域社会の創造補助金を計上いたしました。

14款県支出金では、新規分として、地域の元気づくり支援交付金、安心子ども基金事業費補助金、長崎県地域支え合い体制づくり事業費補助金、第69回国民体育大会競技施設整備事業補助金を計上いたしました。

17款2項基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整のための財政調整基金の増額計上と、歳出の財源に充てるため文化振興基金及び地域福祉ボランティア基金を新規で計上いたしました。

19款諸収入では、キャラクターグッズ販売料を計上いたしました。

20款町債では、街路事業及び地域創造支援事業に係る充当起債の増額計上と、公園整備事業、防火水槽建設事業、消防格納庫建設事業及び交通施設整備事業に係る充当起債を新規分として計上いたしました。

次に3ページの歳出の主なものを御説明いたします。

2款総務費では、秘書業務委託料、イメージキャラクター商品など制作委託料、男女共同参画計画策定業務委託料、新たな地域公共交通導入可能性調査委託料、長与駅バリアフリー化設備整備費補助金等を補正計上いたしました。

3款民生費では、町立保育所建設に伴う経費、長崎県地域支え合い体制づくり事業費補助金を補正計上いたしました。

4款衛生費では、健康増進計画作成委託料、がん検診に係る経費を補正計上いたしました。

7款商工費では、住宅リフォームに係る助成金、中央商店街活性化補助金を補正計上いたしました。

8款土木費では、町道及び橋梁の維持補修工事費、街路事業に伴う公共施設管理者負担金、西高田町営住宅の避難ハッチ改良工事費を補正計上いたしました。

9款消防費では、本部及び各分団へ配備するトランシーバー購入経費、防火水槽及び消防格納庫の建設に伴う経費等を補正計上いたしました。

10款教育費では、陶芸の館の電気陶芸窯の購入経費、国体開催に伴う施設整備として、ふれあい広場、総合運動公園の整備工事費を補正計上いたしました。

続いて4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正では、街路事業西高田線整備事業に伴う、西高田線公共施設管理者負担金についてお願いをいたしております。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正では、変更分として街路事業、市街地整備総合交付金事業の限度額の変更、追加分として交通施設整備事業、消防施設整備事業の追加をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。議案の後に説明書を添付いたしておりますので御参照いただき、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

説明書の中なのですが、この内容をちょっと聞きたいと思います。

7ページの歳入、安心こども基金事業というのがございますが、この内容を具体的に説明してください。

それから、もう1件ついでに。歳出の方で13ページに長与駅バリアフリー化の整備補助金というのがございます。これについても内容を御説明いただきたい。

議長

(山口経正議員)

西平福祉課長。

福祉課長

(西平隆邦君)

おはようございます。

7ページの安心こども基金事業費補助金について御説明いたします。

今回の安心こども基金事業費補助金は、児童手当のシステム改修に対する補助の分でございます。

議長

(山口経正議員)

松浦企画課長。

企画課長

(松浦篤美君)

長与駅のバリアフリー化の事業内容でございますけども、これは長与駅の方のバリアフリーということで、上り線、下り線のそれぞれのホームにおられるように、エレベーター2基を設置するのが主なメイン工事でございます。その工事に伴い、各種手すりとか、盲導鈴の設置等を障害者のために設置するということの工事でございます。

議長

(山口経正議員)

西田議員。

17番

(西田 敏議員)

長与駅の今ちょっとよう聞き取れんやっただんですが、私は長与駅は正面の側のエレベータは現在ございますよね。あの裏側ちゅうか、まなび野側ちゅうか、何側というたですかね。そっちの方に新たにエレベーターを設置することですか、そういう意味でしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
松浦企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)  
駅の現在のエレベーターにつきましては、外から改札口まで上がるエレベーターがそれぞれ西側、東側ございます。今回の工事につきましては、改札を抜けて、それからホームの方に直接おることができるように、エレベーターを上り線、下り線のホームに直結でおりれるようなエレベーターを設置するという工事でございます。

議 長 (山口経正議員)  
西田議員。

17番 (西田 敏議員)  
ちょっと、あれ長与町、駅をつくったときにですよ、こちらから長崎方面に行くやつは問題なかったですよ。エレベーターを利用して、要するにホームに行く下るやつのまた新たなエレベーターを両方に設置すると。これは、最初の設計時から、そういうエレベーターを利用するという人たちの、頭では障害者のことかなと思っておりましたけれども、最近は高齢者あたりもJRを利用する場合、例えば今まで階段を登るのはエレベーターを使いよったけど、ホームにおりるのは階段だったから、それを新たにエレベーターでおりられるようにするということで理解していいんですか。

議 長 (山口経正議員)  
山田企画振興部長。

企画振興部長 (山田譲二君)  
少し補足説明をいたします。  
今の企画課長が申しましたとおり、いわゆる通路の外側の部分についてはエレベーター、当然、乗りおりのエレベーターが東側、西側、両方についております。ホームを入ってからということになりますと、エレベーター自体はございません。逆に言いますと、電車からおりまして、いわゆる上りは基本的には階段と。当然おりるときも、改札から入っても階段というのが基本でございます。  
ただ、今、障害者用にスロープが両方に設置はされております。これは、通常はかぎがかかっておりまして、駅員さんと呼んで、ボタンを押して、そして駅員さんが基本的に御案内をしていくというようなシステムでございますが、これは今のバリアフリー法に基づきますと、基本的には基準を満たしていないということでございまして、そのあたりから説明いたしますと、この根拠法令につきましてはですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これが平成18年にできておりますけれども、通称を交通バリアフリー法と言っておりますが、この基本指針の中におきまして、平成23年3月に、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である駅については、バリアフリー化による移動等の円滑化を目指すということになっております。これに基づきまして、今回の事業の主体はJR九州、九州旅客鉄道株式会社が行う事業ということになります。これに対して、国、県、地元

市町村がそれぞれの負担割合で支援をし、JRの自己負担もあわせて事業を行うというシステムができ上がっております。

JR九州としましては、ホームの上下、橋上駅でございますので、そこに対して、今現在、長与駅が3,700人程度の乗降者がおりますので、この3,000人に対して対象になっておるということで、速やかに事業を実施したいという申し入れがっております。ここを踏まえまして、町としましても総合計画等に基づきバリアフリー化の推進といたしまして、県等とも協議を重ねて、基本的には国、県、地元市町村でバックアップして行うということになっております。

ちなみに1,750万につきましては、その地元負担が6分の1ということになっておりますので、全体事業費が1億500万、この分の6分の1を負担するというので、JR九州に対する補助金として計上させていただいております。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

19番。じゃあ私なりに、13ページですね、明細書の。委託料で、新たな地域交通……。

議 長

(山口経正議員)

マイクを使用してください。

19番

(吉岡清彦議員)

ごめんなさい。新たな地域公共交通導入可能性、これが今後どういう形で推移していくのか、調査委託料になってますけども、この点が1点と、今出てる長与駅の場所をどこにするのか、それがはっきりわかれば、これからこれ入ってやるんだなって。今のエレベーターのところをちょっと改造してするのか、改札を出てから新たにそういうのを設置するのか、ちょっとそこをどこをはっきりもう一度、これについてお願いします。

それと、17ページ、街路事業で1億6,000万出ておりますけれども、これがどういう場所で、どれぐらいの工事幅、メーターですかね、なるのか。ちょっとそこを、よろしく願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

松浦企画課長。

企画課長

(松浦篤美君)

議員の御質問の、まず1点目の新たな公共交通導入可能性調査委託料ということでございます。

これは一般質問にもございましたように、今後の高齢化社会における新しい交通体系について現状の分析と調査、それと住民に対する、利用者に対するアンケート等を含めまして、それを分析をいたしまして、現在の交通体系と突き合わせまして、不足するところはどういう形で、例えばコミュニティーバスを導入した方がいいのか、それとも既存のバス路線の延長をお願いし

た方がいいのか、そういうのを最終的に一応方針として決めて、方針を策定するっていう形になるかと思うんです。

それと、質問の2つ目の駅のバリアフリーのエレベーターの位置でございますけども、まず改札口を入りまして、上り線、下り線ありますので、右側の方と左側の端の方にエレベーターを設置して、既存の場所の一番奥、ちょっと階段の前あたりになるかと思えます、両方の。そのあたりでエレベーターを設置して、ホームにおりるっていう形に考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

17ページの1億6,000万の説明です。

まず、場所から言いますと、西高田のさくら会館のそこから公営住宅の方に向かいまして、ちょうど前ぐらいになります。そこから役場方面に向かつての分でございます、距離にして約170メートルでございます。それから、幅員は道路幅分として17メートル、あと、のりがございますので、場所によって違いますが、のりまで含めております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番 (西岡克之議員)

10番。14ページの商工振興費のところで、中央商店街活性化補助金というのが出てます。この中身について教えていただきたいという部分と、先ほどの17ページの街路事業に伴う補償費、これ何件分なのかっていうことですね。

それと消防費のところ、トランシーバーを導入ということをお説明受けましたが、それは全分団の分なのか、何台なのか、それと18ページの防火水槽建設工事費、この場所はどこか、以上、お尋ねいたします。

議長 (山口経正議員)

大津地域政策。

地域政策課長 (大津鉄治君)

それでは、回答させていただきます。

中央商店街活性化補助金につきましては、昨日も町長の答弁で申しましたように、中央商店街につきましては、これまでも各種支援策を講じてまいっております。ただ、その現状といたしましては、空き店舗増加あるいは購買力の流出等で厳しい状況であるという点でございます。

そこで、今回、商店街あるいは商工会、住民、そういった皆様方とその再生に向けた協議並びに催し、きのうも申し上げましたけれども、秋祭り等を開催することによって活性化を図りたいということで、調査並びに研究もあわせて行わせていただきたいということでの計上でございます。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。  
 (日野 勉君)

都市整備課長 17ページの補償の何名かという御質問でございますが、これは特定はしておりません。まず、簡単に説明申し上げますと、今、町施行の実際の工事を、ちょうどツインキャッスルの裏手から西高田の公営住宅の方に向かって本工事をやっております。その後に、旧道沿いから北陽台高校の方に向かって残る分が全長のうちの約半分ぐらいございますが、その当然、用地交渉、用地補償とかございます。この事業が国の補助事業になっておりまして、会計検査等もちろんございます。その中で、予備の単独費として、特定はしておりませんが100万円を計上させていただいておるとい理由でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

総務課長 古賀総務課長。  
 (古賀 洋君)

まず、3番目にお尋ねがあった、17ページ、備品購入費、トランシーバーの件でございますが、本部分団から1分団、第9分団まで10個の分団がございますが、それぞれ2台ずつ、合計20台考えております。

それから、次の19ページの防火水槽につきましては、長与ニュータウン団地内西地区に1基増設したいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。  
 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託します。  
 お諮りします。  
 ただいま総務常任委員会に付託しました議案第31号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。  
 御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。  
 よって、議案第31号は、6月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。  
 日程第5、議案第32号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結についてを議題とします。  
 本案について、提案理由の説明を求めます。  
 吉田町長。  
 (吉田慎一君)

町長 議案第32号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結につしまし

て、提案理由を御説明を申し上げます。

今回の入札につきましては、長与町建設工事執行規則に基づき15社を指名し、6月7日に入札会を実施いたしました。その結果、株式会社西海建設が8,541万3,300円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては、全長593メートルのうち西側埋立地を起点とし、熱回収施設までの400メートル部分を車道6.75メートル、歩道2.50メートルの幅員で新設するものでございます。

別紙参考図面として、平面図、標準断面図を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと存じます。

今回落札いたしました株式会社西海建設の資本金は9,500万となっております。工期につきましては平成24年6月22日から平成25年2月28日までの252日間を予定いたしております。

以上が本案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

この平面図が、私は今まで見て、これは施設組合に私もおったときに、この道路地図ちゅうのは大体北側を上に見て、どっち側が長与かというのはすぐわかりよったわけですが、今回、この図面を最初見たとき、あら、長与からの入り口が違うなと思って、それから道路の曲がりも違うなと、もう直観的にすぐ思ったわけですが、今回、北側が逆になつとる平面図が、これはどういう、何か自由につくっていいのか、規則があつてこういう形になつとるのか、その辺をちょっと見解をお願いします。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

まず、これ設計図書として上げてる参考の平面図でございます。平面図の規定は、まず道路分野でいえば、起点側がナンバーゼロとか言います。終点側が後ろの方になります。

平面図のかき方といたしましては、起点側を左側にするのが通常の様式になっておりまして、一応そういうことで左を起点側でさせていただいております。以上です。

議長 (山口経正議員)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、内村博法議員。  
 3番 (内村博法議員)  
 この工事の落札を6月8日ということで聞いておりますけれども、この予定価格と落札率、それから最低制限価格もセットされてると思うんですけれども、通常はホームページでここに出るんですけども、最近の話ですから出てないと思うんですけれども、ちょっとそここのところを確認したいと思えます。

議長 (山口経正議員)  
 鈴木建設部長。  
 建設部長 (鈴木典秀君)  
 今回の工事の予定価格といたしまして9,540万6,000円、これは税抜きでございます。それから落札額8,134万6,000円、いずれも税抜きですね。それで、最低制限価格が8,134万4,000円、あと落札率でしたね、これは予定価格に対しての落札率が85.3%となっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑はありませんか。  
 18番、河野龍二議員。  
 18番 (河野龍二議員)  
 18番。私は毎回、入札契約があったときに、町内業者の活用の方をどうだったのかというのを伺っていますけれども、今回15社が入札されたと、指名入札でやられたということですが、この15社のうちに、本町に本社を構える事業所が入札参加されたものなのか、されたら何社ぐらいされたのか、伺いたいたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)  
 山下管財課長。  
 管財課長 (山下多喜男君)  
 ただいまの件でございますけれども、町内に本社がある会社につきましては1社でございます。別所組さんでございます。

議長 (山口経正議員)  
 河野議員。  
 18番 (河野龍二議員)  
 これはよく言うランクの中で1社しか入れなかったという条件だったものなのか、それともそういうランクの中で1社だけ指名されたというものなのか、そこを再度伺いたいたいというふうに思います。  
 そしてもう1点、本来ならば契約事項の議案ですんで、中身について何か伺いするのは適当ではないかなというふうに思うんですが、こういうときでないと詳細の部分が出てきませんので、断面図のところ少し伺いたいたいと思うんですけども、気になったのは、一つは、歩道が今、こういう道路の関係では、歩道を上げないという、車道とフラットで縁石を置いて歩道と車道を分けるという工法が、この間ずっとそういう形で行われておりますけれども、



これが最終完成図じゃないのかなと思うんですが、いわゆる歩道側のガードレールですね、これによると、いわゆるがけ側はガードパイプが、ガードレールがあると。歩道側についてはガードレールが設置されない状況の中で工事をされていくものなのか、まず2点、お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

浜野副町長。

副町長 (浜野哲夫君)

指名審議会の委員長をさせていただいておりますので、私の方から説明させていただきます。

今回の入札につきましては、Aランクということで基準がございまして、長与町では本社でAランクは1社でございまして。そういう関係で、先ほど答弁しましたように、1つの会社だけしか指名しておりません。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

まず、歩道の方からお答えいたします。

歩道の縁石を最近では上げるようになってきている傾向がございまして。これは旧来の上げる方式でした場合、マウンドアップというんでございまして、この場合には、道路側溝を歩道側にした方が、今度は側溝の管理面から有利でございまして、セミフラット、落とした方が側溝の高さが低く済むという利点がございまして。

それから、ガードレールでございまして、これ法的には、車が行くときに2メートル以上超える分についてはガードレール等で対応しておりますので、この絵で標準断面としてはかいておりますが、これは標準的な箇所ということで、もちろんブロック積み以外のところもあるんでございまして、一応2メートル以上のところという表示でガードレールを図示しております。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

いや、私が伺いたかったのは、がけが、いわゆる斜面側にはガードレールがありますと、この断面図で見るとね。歩道側にはガードレールがなくていいのかなというふうなところでお伺いしたんです。これが、もう最終的な完成図じゃないというふうなものなのか、ガードレールをつけるけども、この絵図では示していないというものなのか、その辺をお伺いしたかったんです。よろしくをお願いします。

議長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

済みません。ガードレールにつきましては、通常、歩道のあるところはそ

れなりの防護さくというのを市街地部ではやるんでございますが、カーブの内カーブ、外カーブとか、その辺の事情もございませうけども、今回のところでは、一応ガードレールは入れておりませう。よろしかつたでせうか。

議 長 (山口経正議員)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませうか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

その歩道についてです。この2枚目の参考図を見ると、左側が2.5メートルの歩道みたいですが、これからすると右側の方は歩道はつかないということではないですかね。ちょっとそこんところを再度、結構これからこの道路は交通量が多くなつていくと思ひます。それからすると、右の方も要るのかなという気もしますが、そういう点はどうなんですか、ちょっと再度お尋ねします。

議 長 (山口経正議員)

日野都市整備課長。

都市整備 (日野 勉君)

課 長 この道路の基準っていうのは、もちろん道路構造令によって決めております。この分は、3種4級っていう道路でございまして、交通量も500から1,500未満を想定してあります。その基準に従ひまして、地方道ということで、街路の場合、両歩道いきますけども、地方道ということで、片歩道で一応構造は満足しているものと理解してあります。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませうか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となつてあります議案第32号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第32号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思ひます。

御異議ありませうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よつて、議案第32号は、6月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 10時25分)